

## 第208回宮城県都市計画審議会議事録



## 第208回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和6年3月21日（木）  
午後2時から午後4時まで  
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室  
(We b 併用)

### ○次第

- 1 開 会
- 2 報 告  
第207回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（6件）  
議案第2397号 仙塩広域都市計画区域の変更について  
議案第2398号 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について  
議案第2399号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について  
議案第2400号 仙塩広域都市計画道路の変更について  
議案第2401号 仙塩広域都市計画下水道の変更について  
議案第2402号 仙南広域都市計画道路の変更について
- 4 その他
- 5 閉 会

## ○出席委員

阿留多伎真人	尚綱学院大学名誉教授
玉山直美	弁護士
千葉琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田 朗	東北芸術工科大学教授
前島明成	農林水産省東北農政局長（代理）
石谷俊史	国土交通省東北運輸局長（代理）
山本 巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
原幸太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊藤康志	宮城県市長会会長（大崎市長）（代理）
瀬戸健治郎	宮城県議会議員
佐藤仁一	宮城県議会議員
橋本啓一	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
色川晴夫	宮城県町村議会議長会会長（松島町議会議長）

（以上15名、敬称略）

## ○審議結果

- ・ 議案第2397号 仙塩広域都市計画区域の変更について
- ・ 議案第2398号 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・ 議案第2399号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について
- ・ 議案第2400号 仙塩広域都市計画道路の変更について
- ・ 議案第2401号 仙塩広域都市計画下水道の変更について
- ・ 議案第2402号 仙南広域都市計画道路の変更について

【議決】 原案を承認する。

## 1 開会

○事務局（工藤総括） ただいまから第208回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

### （1）会議の成立

○事務局（工藤総括） 本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、3点お願いがございます。Web会議システムで参加されている委員の皆様には、注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で8種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、議案書別冊1、議案書別冊2、報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第207回審議会議事録でございます。

先ほど、傍聴者の方から、この会議の内容について録音の申し出がありました。この場合、傍聴要領の第2条第3項にもとづいて、会長の許可を得た場合に限り、写真撮影、録画、録音しても良いことになっております。会議開始前に会長から写真撮影、録画、録音の許可をいただいておりますので、委員の皆様も御了承ください。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしくをお願いいたします。

### （2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくお願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。阿留多伎真人委員と佐藤仁一委員をお願いいたします。

## 2 報告（第207回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第207回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報

告願います。

- 事務局（中嶋都市計画課長） それでは、前回の審議会議案の処理結果について報告いたします。お手元の議案書2ページをお開きください。

前回の第207回審議会において、審議いただきました議案第2396号「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は処理結果に記載のとおり、現在手続き中となっております。今後告示となった後、改めて都市計画審議会で御報告いたします。以上です。

- 増田議長 第207回審議会の審議事項の経過報告について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見は無いようですので、以上で第207回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりたいと思います。

### 3 議案審議

- 増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2397号から議案第2402号までの6件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2397号「仙塩広域都市計画区域の変更について」を議題といたします。なお、議案第2397号から議案第2399号までの3件につきましては、相互に関係しておりますので、まず全体を通して説明を行い、採決及び質疑については、全体の説明を行った後に、まとめて時間を取って御検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、3つの案件について、事務局から議案の内容を説明願います。

#### 議案第2397号 仙塩広域都市計画区域の変更について

- 事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案内容の説明に当たりまして、仙塩広域都市計画区域に関する議案の全体像と都市計画審議会におけるこれまでの御報告の状況について、御説明します。黄色い表紙の参考資料1ページをお開きください。今回の議案で、仙塩広域都市計画区域の変更に係るものは3点あります。一つ目が都市計画区域の変更、二つ目が整備、開発及び保全の方針の変更、三つ目が区域区分の変更となっております。2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、3の区域区分の変更については、これまで審議会で事前報告しております。

それでは、まず1の都市計画区域の変更である議案第2397号「仙塩広域都市計画区域の変更について」を御説明します。

議案書4ページをお開きください。「2 新たに都市計画区域を指定する土地の区域」及び「3 変更理由」についてですが、仙台市宮城野区の港四丁目において、港湾整備により埋立地が新たに発生したため、この土地の区域を都市計画区域に新たに追加するものです。

議案書5ページをお開きください。併せて黄色い表紙の参考資料の2ページをお開きください。今回変更を行う箇所を示しております。赤線で囲んでいる地区が、中野地区であり公有水面埋立てにより新たに都市計画区域に編入する場所です。今回の変更に伴い、都市計画区域の面積は、5.

4 h a の増加となります。以上で、議案 2 3 9 7 号の説明を終わります。

### 議案第 2 3 9 8 号 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○事務局（中嶋都市計画課長） 次に議案 2 3 9 8 号「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を御説明いたします。

黄色い表紙の参考資料 3 ページをお開きください。県内には 1 2 の都市計画区域がございます。今回は赤点線で囲んでいる仙台市他 1 0 市町村で構成される「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる都市計画区域のマスタープランを見直しするものです。

参考資料 4 ページをお開きください。全体スケジュールについてですが、見直しは概ね 5 年毎に行われることとなっており、今回の見直しは令和 3 年度から行われております。今年度の見直しスケジュールですが、関係機関との事前協議や住民説明会、国との事前協議、案の縦覧、関係市町村への意見聴取などを経て、本日、都市計画審議会に付議するものです。

議案書 7 ページをお開きください。その変更理由ですが、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や流域治水などのハード整備とソフト対策の一体的な推進、県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」や市町村の総合計画等を踏まえ、整備、開発及び保全の方針を見直すものです。

黄色い表紙の議案別冊 1 「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）」について御説明します。整備、開発及び保全の方針は、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるものとなっております。

序-1 ページをお開きください。見直しにあたっての基本的な考え方につきましては、「（1）仙塩広域都市計画区域を取り巻く状況の変化と課題」にあるとおり、平成 3 0 年 5 月以降の状況を都市計画基礎調査で把握し、その状況を踏まえ、今回、見直しの目標を設定しております。

序-3 ページをお開きください。「（2）見直しにあたっての目標」ですが、一つ目は「人口減少・超高齢化社会においても持続可能でコンパクトなまちづくり」、二つ目は「激甚化・頻発化する災害に備える防災性の高いまちづくり」、三つ目は「富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり」、四つ目は序-4 ページになりますが「豊かな自然環境の保全と調和したまちづくり」としてあります。

序-5 ページをお開きください。「（3）市街化区域設定にあたっての基本的な考え方」ですが、新たな市街地については、鉄軌道やバスなど公共交通機関と都市機能が充実した生活・交通利便性が高い範囲で設定することを原則とします。工業系の新市街地については、高速交通網や港湾・空港施設との連動性を重視し設定することを原則とします。「（4）集約市街地周辺部における市街地のあり方」についてですが、「ゆとりある居住環境」の形成と過度に自家用車に頼らない「地域完結型の生活環境」の形成を目指していきます。

次に 1 ページをお開きください。「1. 都市計画の目標」ですが、「① 目標年次」は、概ね 2 0 年後の令和 2 2 年としています。ただし区域区分の方針については、概ね 1 0 年後の令和 1 2 年を目標年次としています。「② 都市計画区域の範囲及び規模」は、1 1 市町村で 8 8, 9 3 9 ha となっております。

2 ページをお開きください。「都市計画区域の概ねの人口」は、令和 1 2 年には約 1 4 7 万人、令和 2 2 年には 1 4 3 万 2 千人と推計しています。



3 ページをお開きください。「(2) 都市づくりの基本理念」を以降に記載しています。

4 ページをお開きください。一つ目は「人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり」、二つ目は「激甚化・頻発化する災害に備える強靱で防災性の向上が図られるまちづくり」、三つ目は5 ページになりますが「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり」、四つ目は「豊かな自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり」としています。「(3) 都市づくりの基本方針」につきましては、6 ページ以降に記載していますので、後程、御確認いただければと思います。

8 ページをお開きください。「(4) 将来都市構造」ですが、ページ下段の「将来都市構造のイメージ」を御覧ください。都市構造につきましては、前回と同様に集約市街地の考え方といたします。都市圏の中心核となる部分を赤の着色で示しています。この都市圏中心核や駅といった交通結節点、地域中心核の周辺をオレンジ色で着色したように、集約適地として市街地を集約することにより、多核連携集約型都市構造を目指してまいります。

13 ページをお開き下さい。「本区域の将来像」を示すものです。都市圏を中央部、北部、東部及び南部の4つの地域に区分し、丸で示している核や拠点配置しています。東北圏及び本区域の中核機能を担う仙台都市圏を都市圏中心核と位置づけます。仙台市内の長町地区、泉中央地区及び各市町村の中心地区を地域中心核、仙台市青葉山地区を学術研究拠点と定めます。これらの核や拠点については、世界的規模の国際交流や学術研究、産業、観光などの多様な都市機能の集積を活かした高次都市機能の充実を図ることとしています。また、仙台塩釜港、仙台空港を活力ある国産産業交流機能を形成する国際的な産業交通拠点と位置づけます。さらに大衡村から大和町にかけて形成している仙台北部中核工業団地及び仙台市原町東部地区を主要な産業拠点、特別名勝松島を国際観光交流拠点と位置づけます。これらの拠点については、産業や消費構造の高度化に伴う多様なニーズに対応した産業基盤等の整備を行い、活力ある産業活動中心地区の形成を図ることとしています。このように広域都市計画区域内の各地域の特性を活かしつつ、それぞれを鉄道や高速道路等で連結することで、魅力ある都市圏を形成することとしています。

14 ページをお開きください。「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」の「(1) 区域区分の決定の有無」ですが、本区域につきましては、昭和45年の当初から区域区分を設定していることなどから、今後もこれまでと同様引き続き無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分を定めるものといたします。

15 ページをお開きください。「(2) 区域区分の方針」の「① 人口の規模」ですが、新・宮城の将来ビジョンにおける将来人口の見通しを基本とし、市街化区域及び市街化調整区域の過去の動向を踏まえ、令和12年の市街化区域の概ねの人口を142万2千人と推計しました。「② 産業の規模」ですが、これまでの製造品出荷額や各種販売額の推計を基に令和12年の製造品出荷額を約2兆8千億円、小売販売額は約2兆円、卸売販売額は約7兆4千億円と推計しました。

16 ページをお開きください。「③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街地化している区域との関係」ですが、ただいま御説明した将来人口や生産規模から令和12年の市街化区域の概ねの規模を28,270haと推計しました。今後、新たに市街化区域とする地域については、住居・商業系は、生活交通利便性が高い地域を、工業・流通系は、幹線道路沿いや高速道路ICに近接する地域を対象といたします。これにつきましては、現在の市街化区域内の未利用地の高度利用や農林漁業施策や環境施策との整合を図りながら進めてまいります。

17ページをお開きください。「市街化の動向及び計画的に市街化を図るおおむねの区域」を示しております。赤で着色したエリアが計画的に市街化を図る区域、緑色で着色したエリアが市街化調整区域に編入する区域となります。

18ページをお開きください。「3. 主要な都市計画の決定の方針」の「(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、本区域においては、多核連携集約型都市構造の実現に向け、業務地、商業地、工業地及び流通業務地は交通条件等を踏まえて、住宅地は適切な密度構成により、配置することにより、良好な市街地の形成を図ってまいります。

19ページをお開きください。「① 主要用途の配置の方針」につきましては、ここから30ページまでに記載していますので、後程、御確認願います。

31ページをお開きください。主要用途の配置をイメージしたものです。丸で示した主要な中心核を交通ネットワークで結び、その周辺にオレンジ色で着色している集約適地や黄色で着色している周辺部を配置しています。それ以外は、農地や緑地などを配置しています。

32ページをお開きください。「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」では、ここに記載の「② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針」や34ページの「③ 市街地における住宅建設の方針」、35ページの「④ 市街地の土地利用の方針」、38ページの「⑤ 農地、災害防止、自然環境形成の観点から踏まえた土地利用の方針」を定めていますので、後程、御確認願います。

40ページをお開きください。「⑤ その他の土地利用の方針」においては、「6 計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針」として、市街化区域への編入の条件を定めています。

41ページをお開きください。今回の整備、開発及び保全の方針の見直しでは、表に記載の地区を計画的な市街地整備の見通しがある地区と位置づけます。仙台市7地区、名取市1地区、富谷市1地区の計9地区で約140haです。これらの地区については、位置や規模が確定しており、国などの関係機関との事前協議は概ね完了しているため、即時編入地区や特定保留地区として今後、市街化区域へ編入する予定です。ページ中段を御覧ください。仙台市、名取市、岩沼市、富谷市、利府町の生活交通利便性が高い地域においては、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として、商業・業務・住宅地の形成を図る地区としています。また、仙台市、岩沼市、富谷市、利府町、大和町の高速道路 IC 周辺等の物流拠点のアクセス性を考慮した地区については、富県宮城の実現に向けて地域経済を力強く牽引するものづくり産業の発展と新技術・新産業の創出を支える産業地の形成を図る地区としています。これらの地区については、必要性は明確になっているものの位置、規模、事業主体などの調整に時間を要するため、市街化区域への編入を保留する一般保留地区として位置付けることとしています。計画の進展を確認しながら、具体的な開発計画が確定するなど、市街化区域へ編入される際の必要条件が満たされた段階で農業、環境等の必要な調整を行い、市街化区域への編入を行ってまいります。

42ページをお開きください。「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の「① 交通施設の都市計画の決定の方針」ですが、多核連携集約型都市構造を支える交通軸の形成を図るとともに、自動車交通に頼らない環境配慮型の都市構造を実現するため地域公共交通計画などと連携しながら総合的な交通体系の形成を目指してまいります。45ページには、その交通体系の方針を図に示しています。

52ページをお開きください。「② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針」ですが、下水道

については、老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進し、アセットマネジメントにより、計画的かつ効率的な維持管理を図ることとしています。また、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、効率的な施設整備を推進することとしています。

53ページをお開きください。河川については流域治水の考え方に基づき流域一体となった、総合的な施設整備を進めていくこととしています。

60ページをお開きください。「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」の「1 基本方針」ですが、集約市街地の形成を図るため、必要以上の市街地拡大を抑制し、生活・交通利便性が高い地域に市街地形成を支援することを基本的な方針としています。「ア 集約適地」につきましては、市街地の居住環境、防災性能等の改善を図り、密集市街地における居住環境の向上に努めることとしています。

61ページをお開きください。「イ 周辺部」につきましては、コミュニティバスやデマンド型交通など地域特性に応じた公共交通を構築し、幅広い世代から受け入れられる多様性のある市街地を目指すこととしています。なお、概ね10年以内に実現することを予定する主要な市街地開発事業を66ページに示しています。土地区画整理事業を赤色着色、開発行為を黄色着色で示しています。地図に記載の番号については、65ページの地区名を表しています。

67ページをお開きください。「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」の「1 基本方針」ですが、本区域には市街地内や近傍における緑やオープンスペース確保に対する住民ニーズが高いこと、特別名勝松島に代表される優れた自然環境や歴史的風土が残る地区があることなどから、このような地区について、豊かで良好な自然環境の保全を図っていくこととしています。また、自然環境、歴史的資源、公園、緑地の整備や保全を図るとともに、これらが有機的に連続した緑の形成を図ることとしています。

77ページをお開きください。「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」の「1 基本方針」ですが、東日本大震災などの過去の自然災害等の教訓を踏まえ、防災機能の充実・強化を図るとともに地震津波に対する被害の実状と教訓の伝承などのソフト対策の充実を図ることとしています。また、近年、激甚化・頻発化する豪雨・土砂災害などについては、流域治水の考え方を踏まえ、あらゆる関係者が協働して対策を行うとともに危険な盛土などを規制し、未然に災害の発生を防止することとしています。「2 大規模災害に対する方針」ですが、大規模災害に対して多重防御や強靱な防災構造等の構築とあわせて、迅速な避難情報の発令や災害に関する情報提供の機能強化、避難誘導などのソフト対策により被害軽減に努めることとしています。また、大規模災害に効果的に対応するため発災後迅速に復旧・復興が行えるように行政機関の災害対策機能の強化などを行うこととしています。「3 広域避難・輸送ネットワークの形成の方針」ですが、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道、国道4号、国道45号等の広域的な幹線道路において、強靱で信頼性の高いネットワークの構築を図ることとしています。また、並行する国道等を組み合わせたミッシングリンクの解消やダブルネットワーク化により、大規模災害からの速やかな復旧・復興が可能となるよう対策を進めてまいります。さらに仙台塩釜港の物流拠点機能の確保や仙台空港の輸送機能・拠点機能の確保を図ってまいります。

以上、これまで説明いたしました主要な都市計画の決定の方針を78ページに付図としてまとめています。丸の数字は主要な都市施設、旗揚げしている各地区については市街地開発事業や編入地区を示しています。市街化区域への編入地区、市街化調整区域への編入地区については、この後の

議案第2399号で御説明いたします。以上で議案第2398号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

### 議案第2399号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○事務局（中嶋都市計画課長） 次に議案2399号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を御説明いたします。

黄色い表紙の参考資料5ページをお開きください。こちらの表は、議案と決定権者の一覧表となっています。これから御説明する「③ 区域区分の変更」につきましては、仙台市以外については県の都市計画審議会に、仙台市内は仙台市の都市計画審議会に付議することとなっています。

6ページをお開きください。今回の区域区分の変更の総括図ですが、こちらには県決定と仙台市決定の即時編入地区及び特定保留地区を表示しています。赤色の引き出し線で旗揚げしている地区が県決定分で、それ以外が仙台市決定分となっています。まずは県決定分を御説明し、その後、参考として仙台市決定分を御説明いたします。

議案書9ページをお開きください。今回の変更の計画書です。今回の変更は、富谷市の日渡地区を市街化区域に編入するものです。「2.人口フレーム」ですが、令和12年の将来の市街化区域の人口を142万2千人と推計し、それに対して配分する人口を140万8千人としています。配分する人口とは、目標年において現在の市街化区域が収容できる人口のことです。その差、1万4千人が保留する人口、つまり、目標年において収容しきれない人口となります。今後、市街化編入を行うことにより、1万4千人分の居住地を確保していくこととなります。市街化区域への人口配分にあたっては、現行の市街化区域内に最大限人口を収容することを基本とし、人口動向などを基に類型化した市街地毎に、人口密度の動向から推計した将来の人口密度を基にその収容人口を算出しています。また、都市機能の集約化を図るべき市街地である、集約適地の人口密度を高め、積極的に人口を配置することとしています。変更の理由ですが、令和3年度から行ってきた都市計画基礎調査結果から、判明した社会情勢の変化や県の総合計画である新・宮城の将来ビジョンにおける富県躍進の実現のため、整備、開発及び保全の方針を見直し、この方針に基づき区域区分を変更するものです。

今回編入予定の地区について、御説明いたします。10ページをお開きください。県決定と区域区分の変更の総括図になります。図面の右上に旗揚げされた箇所が富谷市の日渡地区となります。即時編入地区となっており、今回の見直しと同時に市街化区域へ編入する地区です。

11ページをお開きください。併せて黄色い表紙の参考資料7ページをお開きください。今回の編入個所の位置を示しています。赤枠で囲まれた場所が編入地区で面積3.5ha、南東にある国道4号や仙台北部道路の富谷ICからのアクセスが良いことから工業系の土地利用となっています。

議案書10ページにお戻りください。特定保留地区について御説明いたします。図面右下の緑で旗揚げした地区が特定保留地区の名取中央スマートIC周辺地区です。今後、必要条件が満たされた段階で、市街化区域への編入を進めてまいります。参考資料の8ページを御覧ください。当地区は名取中央スマートICへのアクセス性の良さから産業系の土地利用、及び「杜せきのした駅」の近接性から住居系の土地利用としており、土地区画整理事業により整備を予定しています。面積は54.1haです。県決定分は以上となります。

続いて参考として仙台市決定分について御説明いたします。参考資料の6ページにお戻りください。先ほど御説明いたしました県決定分の2地区を除いた残り16地区が仙台市決定となっています。それぞれの地区の概要について御説明いたします。即時編入については総括図の右下の薄い茶色の旗揚げの「A中野地区」と「B柳生前原南地区」の2地区を予定しています。当該総括図をお手元にお開きいただきながら、スライドを御覧ください。「A中野地区」については、先ほど県決定による都市計画区域の変更で御説明しましたが、公有水面埋立事業により新たに生じた土地について市街化区域に編入するものです。工業系の土地利用となっており、船舶の積み荷の荷捌きなどに利用されます。「B柳生前原南地区」については、開発行為による整備が予定されています。流通系の土地利用を想定しています。お手元の総括図を御覧ください。来年度以降に編入を予定する特定保留については、薄い緑色で示しており、総括図の左上の「C泉中央西地区」から総括図の右下の「G荒井駅北地区」までの5地区を予定しています。スライドを御覧ください。「C泉中央西地区」については、仙台市営地下鉄の泉中央駅から、およそ1kmに位置しています。交通利便性が高いことから集約適地として住居系及び商業系の土地利用を図るため土地区画整理事業による整備が予定されています。「D芋沢字権現森山地区」については、仙台北環状線沿いに位置しています。仙台宮城ICや国道48号からのアクセスも良く、工業系の土地利用を図るため開発行為による整備が予定されています。「E愛子東地区」については、JR愛子駅より、およそ1kmに位置しています。交通利便性も高いことから集約適地として住居及び商業系の土地利用を図り、また国道48号のアクセス性も考慮して工業系の土地利用を図るため土地区画整理事業による整備が予定されています。「F上愛子樋田地区」については、JR愛子駅からおよそ500mに位置しています。交通利便性も高いことから集約適地として住居系の土地利用を図るため土地区画整理事業による整備が予定されています。「G荒井駅北地区」については、仙台市営地下鉄東西線の荒井駅及び仙台東部道路仙台東ICに隣接しています。交通利便性を活かした住居系及び商業系の土地利用を図るため土地区画整理事業による整備が予定されています。お手元の総括図を御覧ください。市街化区域から市街化調整区域への編入である逆線引きについては、灰色で示しており、総括図の左上の「H七北田地区」から、右の「P蒲生地区」までの9地区を予定しています。今回の逆線引きは、全て保全を図る目的で市街化区域から市街化調整区域に変更を行う地区となっています。スライドを御覧ください。「H七北田地区」については、七北田川の河川整備計画が策定され、河川改修による堤防計画位置が確定したことから市街化調整区域へ編入するものです。「I栗生地区」については、特別緑地保全地区に隣接する緑豊かな場所となっており、将来に渡り保全することが適当な土地であることから市街化調整区域に編入するものです。お手元の総括図を御覧ください。続いて、左下の「J」から右上の「O」の6地区については、仙台市の特別緑地保全地区に指定されており、将来に渡る緑地として保全していくため、市街化調整区域に編入するものです。スライドを御覧ください。「J郷六地区」は仙台市中心から西側にある仙台宮城ICの南側に位置しています。「K八木山弥生町地区」は、仙台市中心から南東側である向山に近いエリアに位置しています。「L東原地区」は、同じく仙台市中心から南東側、西多賀の国道286号の北側に位置しています。「M中山二丁目地区」は、仙台市中心から北西側、中山二丁目と貝ヶ森の間に位置しています。「N柞江地区」は、仙台市中心から北東側、県道仙台松島線の北側に位置しています。「O燕沢三丁目地区」は、同じく仙台市中心から北東側、県道仙台松島線の北側に位置しています。お手元の総括図を御覧ください。併せてスライドも御覧ください。最後に総括図「P蒲生地区」に

については、干潟として保全する箇所となっており、海岸整備事業の完了により保全する区域が明確になったことから今回変更するものです。仙台市決定分については、3月27日に市の都市計画審議会に付議される予定となっています。

以上で、議案第2397号から議案第2399号までの御説明を終わります。縦覧の結果、いずれも意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2397号から議案第2399号までの3件について説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○橋本委員 宮城県市議会議長会の橋本と申します。よろしくお願いたします。ただいま、議案3件について御説明いただきました。うち議案第2398号の区域の整備、開発及び保全の方針について、確認をさせていただきます。この議案の中で、先ほど詳細に説明がありましたが、別冊の素案について確認をさせていただきたいと思っております。この素案には、サブタイトルにもありますとおり、富県躍進を支えるまちづくりの実現ということで、宮城県を中心に積極的にまちづくりの実現に取り組んでいただいております。例えば最近では大衡村に半導体の工場を誘致するなど、宮城県が積極的に企業誘致活動を行っているということで、大いに評価されている訳ですが、別冊の41ページに市街化区域の編入予定地区として9地区、合計面積約140haと記載されております。最近、色々な情報を得ている中で、例えば地元紙によれば、今年に入ってから富谷市が200万平方メートルの工業団地を新たに整備するというので、市街化区域編入の一般保留地区に指定される見通しだと報道がありました。また、もう少し前になりますと、昨年暮れには、仙塩広域都市計画の見直しということで、400haの市街化編入案が県で了承されたとの記事を拝見しております。素案記載の140haと新聞報道で確認している面積とで大きく乖離があります。41ページの下段にありますが、今予定にない区域については、市街化編入予定地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同条件が満たされた段階で市街化編入を行うと記載ありますことから、素案と新聞報道の数字に大きな開きがありますが、今後のことも含めて宮城県としては、大体市町村ごとに何地区何haを予定地区以外にお考えになっているのか確認をさせていただきたいと思っております。

○増田議長 即時編入ではない分についての面積等について、事務局で分かれば御説明を追加願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 只今、委員のおっしゃったように新聞報道があったことは我々も承知しています。41ページに記載の市街化区域編入予定地区については、即時編入と特定保留地区という位置づけの地区を記載しており、それが140haということです。それ以外に一般保留地区という位置づけがあります。そちらについては、関係機関との調整がまだ未了という状況ですので、その地区名や面積を詳細にお示ししておりません。ただ、市町村から案の申し出があり、どのような地区で、という御相談は受けておりますので、それが今後の様々な調整の中で、市街化編入の条件に足るものになった時点で改めて都市計画審議会に付議し、保留の解除という形で皆様にも面積、位置等を御説明していきたいと考えております。

○橋本委員 分かりました。調整がつき次第という回答でありましたので、さらに進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

併せて、もう一点確認させてください。今の件については直接的には関係いたしません、まだ正式なルートは定まっていないと思いますけれども、仙台東道路の計画について、よく耳にすることがございます。仙台東道路というのは、仙台市の中心部から仙台東部道路に接続する道路であり、今現在、東北自動車道から仙台市内に続く西道路と、そこに直結しながら東北自動車道から仙台東部道路へ続く、仙台市を東西に貫く基幹道路として、これまで検討されてきたと確認をしております。私が調べてみたところ、仙台河川国道事務所においても、昨年、当該事項に係る調査業務を委託していると確認しております。このことについては、宮城県が進める広域防災拠点の機能向上にも大きく影響してくると思われまので、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、素案の資料中の50ページ、おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業として、残念ながら位置づけられておりません。一方、仙台河川国道事務所は、そのようなことを記載しております。まだルートも確定していない状況とは思いますが、その進捗状況と宮城県としての考え方について、伺いたいともいます。

○増田議長 都市計画道路については、次の議案第2400号で取り扱いますが、土地利用との関係で、お話が出ましたので、事務局からお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 仙台東道路につきましては、大変申し訳ないのですが、我々都市計画課の所管外となっており、手元に資料はございません。一般論でいえば、主要な幹線となる道路につきましては、まちづくり及び土地利用について、大きな影響を与えるため、様々な検討が必要になってまいります。現段階では、大変申し訳ありませんが、我々から申し上げられることは、これ以上は、ございません。

○増田議長 都市施設としての都市計画道路までが所管のため、それ以外については、話すことが難しいということかと思えます。

○橋本委員 先ほどの説明資料の中の、主要な施設の整備目標にある各事業計画に関連するものとして、この案件で確認をさせていただきました。主要な骨格道路ということで期待されているものですので、ぜひ事業化に向けて具体的に組み込んでいただきたいという期待も込めて確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○吉田委員 議案については、特に質問も異議もございませんが、参考として説明いただいた部分に少し意見を残しておきたいことから発言させていただきます。仙塩広域都市計画区域の編入個所の仙台市分について、前回は申し上げさせていただきましたが、泉中央西地区について、この区域を市街化区域に編入することについては、集約的市街地形成の上で何ら異存はございません。しかしながら、その中の土地利用の構成を見たときに商業地域の面積がかなり大きく、これによって仙台市以北である富谷方面から、多量の自動車による来訪客の流入を誘発する可能性があり、市街化区域の中の商業地域の面積の確定については、ぜひ仙台市の都市計画審議会でも慎重に議論いただきたい

と思いますので、参考意見として申し上げておきます。以上です。

○増田議長 ありがとうございます。いずれ、大店立地法のような形で県と後々繋がっていくとは思いますが、仙台市の部分について、宮城県から意見ができるかという部分があるかと思いますが、留意点としていただければと思います。3月27日に仙台市の都市計画審議会が開催されるとのことですので、県としても当該内容をチェックいただき何かあればまた、御報告いただければと思います。他に御意見はありますでしょうか。

○阿留多伎委員 基本的にはよろしいと思いますが、いくつか御質問があります。1つは、序-5のページにおいて、生活・交通利便性という注釈がありますが、この生活・交通利便性というものが定義されている図や数値化したものはあるのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 確認しまして、後程、御回答したいと思います。

○阿留多伎委員 分かりました。決定の根拠となる重要な部分だと思いますので、なにがしか、根拠資料として付されていると良いのではないかと思います。あとは、細かな文言についてですので、個別に事務局にお話させていただければと思います。文章中に条例の名前が記載されている部分がありますが、当該条例については県の条例なのか、市町村の条例なのか注釈があった方が分かりやすいと思われる箇所があったりしました。その他、細かい部分については、県に対し、電子メールなどで御連絡いたしたいと思います。

○増田議長 分かりました。対応も含めて事務局の方でよろしく対応をお願いしたいと思います。その他、私からですが、今、お話のありました序-5の部分もそうですが、地域完結型生活環境など、言葉そのものは前からあるものの、都市計画マスタープランの中では他の部分との関係性が今一つ明確ではない用語も出てきております。同ページ内ではアスタリスクが付いた用語説明などありますので、索引等も含めて、説明内容を充実した形で素案をブラッシュアップしていただきたいと思います。先ほどの阿留多伎委員の御意見も含めて、事務局で御対応いただきたいと思います。

他に御意見はございますでしょうか。それでは、議案第2397号から議案第2399号までの3件については、質疑が終了したということで、お諮りしたいと思います。議案第2397号から議案第2399号について、いくつか語句の修正等の意見はありましたが、それを踏まえて、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】** 議案第2397号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）

議案第2398号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）

議案第2399号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）



## 議案第2400号 仙塩広域都市計画区域道路の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2400号「仙塩広域都市計画道路の変更について」に進みたいと思います。説明を事務局からお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2400号「仙塩広域都市計画道路の変更について」御説明いたします。議案書13ページ及び14ページになります。今回の変更の計画書です。今回変更する都市計画道路は、3・4・103号北浜沢乙線など、計6路線について表の右側の備考欄に太字で記載のとおり、名称や起終点、延長、幅員、車線の数などの変更を行い、併せて、3・4・112号海岸通下馬線及び3・5・118号本町南町線を廃止するものです。14ページ下段に変更理由を記載しています。今回の変更は塩竈市、多賀城市及び利府町において、幹線道路網の機能と役割を検討した結果、道路網の再構築が必要となったことから、都市計画道路を変更するものです。

議案書15ページをお開きください。今回の変更の総括図で、図面の上が北になります。右側下段の凡例にあるとおり、ピンク色が既決定の区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域です。

黄色い表紙の参考資料9ページを御覧ください。今回の変更は塩竈市、多賀城市、利府町において、県の都市計画道路見直しガイドラインに基づき、都市計画道路の見直しを行い、図面でピンク色に着色された①から⑥の都市計画道路を県が、緑色で着色された都市計画道路を市が変更するものです。

参考資料10ページを御覧ください。3・4・103号北浜沢乙線ですが、図面右側に旗揚げしたJR東塩竈駅付近の塩竈市北浜四丁目を起点とし、図面左側に旗揚げした利府しらかし台IC付近の利府町しらかし台二丁目を終点とする延長約8,600m、2車線、代表幅員20mの都市計画道路です。未整備区間を廃止し、この廃止区間の東側を都市計画道路3・4・103号北浜赤坂線、西側を都市計画道路3・4・239号向ヶ丘沢乙線に変更するものです。

参考資料11ページを御覧ください。3・3・231号清水沢多賀城線ですが、図面左側上部の利府中IC付近の利府町春日字岩沢を起点とし、図面下の仙台港北IC付近の多賀城市町前一丁目を終点とする延長約6,910m、2車線、代表幅員28mの都市計画道路です。左側の図ですが、都市計画道路玉川岩切線との交差点部より北側の区間を廃止し、南側を都市計画道路3・3・231号多賀城跡仙台港線に変更するとともに、都市計画道路玉川岩切線と交差位置を変更するものです。この交差位置につきましては、左側の図ですが、今回都市計画道路玉川岩切線との交差点部より北側の区間を廃止することにより、交差点計画の見直しが必要となったことから、交差位置の変更を行うものです。

参考資料12ページに拡大図を添付しておりますので、後程、御確認願います。3・3・107号玉川岩切線ですが、参考資料11ページ左側図面のJR塩竈駅付近の塩竈市東玉川地区を起点とし、JR岩切駅付近の多賀城市岩切字昭和を終点とする延長約4,500m、4車線、代表幅員25mの都市計画道路です。右側の図面を御覧ください。変更内容は区間の一部を2車線に変更するとともに、都市計画道路清水沢多賀城線の交差点部に計画されていた隅切りを廃止するものです。

参考資料 1 3 ページをお開きください。3・4・134 下馬春日線ですが、図面下側の J R 下馬駅付近の多賀城市伝上山 3 丁目を起点とし、図面上の利府中 IC 付近の利府町春日宮ノ前一丁目を終点とする延長約 5,600 m、代表幅員 18 m の都市計画道路です。未整備区間を廃止し、この廃止区間の南側を都市計画道路 3・4・134 下馬泉沢町線、北側を 3・4・240 号森郷春日線に変更するものです。

参考資料 1 4 ページをお開きください。3・4・112 号海岸通下馬線ですが、図面中央の J R 本塩釜駅付近の塩竈市海岸通を起点とし、J R 下馬駅付近の多賀城市下馬二丁目を終点とする延長約 1,330 m、代表幅員 16 m の都市計画道路です。今回の変更において、当該路線を廃止いたします。最後に 3・5・118 号本町南町線ですが、図面中央の J R 本塩釜駅付近の塩竈市本町を起点とし、同じく塩竈市南町を終点とする、延長約 300 m、代表幅員 12 m の都市計画道路です。こちらにつきましても、今回の変更において廃止いたします。

参考資料 1 5 ページをお開きください。これまで御説明した県決定の 6 路線と機能代替路及び市・町決定の 15 路線の変更を示した図になります。ここで画面を御覧ください。今回の変更内容を反映した道路ネットワークに対する将来の交通量と混雑度を示した資料です。御覧のとおり周辺の道路において、折れ線グラフで示す交通量は、ほとんどの地点で減少傾向であり、棒グラフで示す混雑度についても、混雑の目安である 1.0 以下の地点がほとんどです。この中で、左側の上から 3 番目、北浜沢乙線において、一部混雑度が 1.0 を超える区間がありますが、現況より悪化することはありません。

今回の変更内容についての御説明は以上ですが、本議案につきましては、意見書が提出されますので、都市計画法第 18 条に基づき、意見の要旨とそれに対する決定権者である県の見解について、御説明させていただきます。

黄色い表紙の議案書別冊 2 の 1 ページをお開きください。今回の意見書の提出は 1 件です。提出者は、塩竈市西玉川町の住民の方です。意見の要旨は、3・4・103 号北浜沢乙線について、ネットワークが寸断されるため再考を求めるとの御意見です。理由を 4 点挙げております。1 点目は、「変更案の廃止理由である「都市計画道路の整備により、鹽竈神社表参道付近への大型車流入が懸念され、市のまちづくりと整合しないこと」については、鹽竈神社表参道沿道は現在も大型車が進入禁止であるため、廃止理由に該当しない」とのことです。2 点目は、「変更案の廃止理由である「並行道路として玉川岩切線の概成」については、廃止区間と玉川岩切線の起終点は異なっており、廃止理由には該当しない」とのことです。3 点目は「変更案の廃止理由である「地形の制約上、縦断勾配が急勾配になるため整備困難」については、道路構造令におけるやむを得ない場合を適用すれば、周辺環境への影響も少ない」とのことです。

2 ページをお開きください。4 点目は「交通量推計結果は、混雑度に問題はない」については、廃止区間と廃止した場合の代替路線の QV 値に恣意的な数値が入力されていないか、併せて発生集中量、発生集中点、右折レーンの条件等が適切に入力、設定されているかも確認されたい」とのことです。

3 ページをお開きください。こちらは御意見のあった箇所周辺を示した図面になります。図面中央右側の J R 本塩釜駅付近から利府塩竈 IC を通過し、左側に伸びるピンク及び黄色破線で示した線が都市計画道路北浜沢乙線となります。なお、黄色破線で示した範囲が今回廃止される区間であり、御意見がありました区間です。いただいた御意見に対する都市計画決定権者である県の見解を

御説明いたします。

1点目につきましては、議案書別冊2の3ページの図面中央に赤で旗揚げした鹽竈神社表参道沿道は、平成14年からトラックなどの大型貨物自動車は通行止めとなっておりますが、バスなどの大型乗用自動車は通行可能となっている状況です。図面中央右側に緑色でハッチングされた範囲は、塩竈市都市マスタープランにおいて、塩竈神社の門前町の風情や佇まいを保全していく産業拠点として位置づけられており、当該都市計画道路の整備による過度な車両の流入は、この位置づけと整合しないことから、黄色破線で示す区間を、今回、廃止するものです。

2点目につきましては、当該廃止区間の代替路は、玉川岩切線ではなく、3ページの図中に黒線で示した主要地方道泉塩釜線、市道玉川利府線及び市道赤坂市川線であり、これらの路線により機能代替が可能であることから廃止いたします。

3点目につきましては、2点目の見解として御説明いたしましたが、図中に黒線でお示しする道路で機能を代替することが可能であるため、廃止をするもので、地形の制約から廃止するものではありません。

4点目につきましては、交通量推計の内容を再確認いたしましたが、数値等に問題はありませんでした。なお、今回実施した交通量推計は、広域的な道路需要を評価するものであり、御意見にあった右折レーンの条件は推計に用いておりません。

以上で、議案第2400号の御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2400号について説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。

今、交通量予測の話があり、JR塩釜駅の一部の区間が代替路として設定されております。今回、都市計画決定だけされている道路の廃止なので、大きな影響はないのかもしれませんが、駅前の混雑を助長する可能性への影響はどのように見ているのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 混雑度についての推計結果については、ただいま今、確認しておりますので、少々お待ちください。

○増田議長 駅に用が無い通過交通まで駅前を通過してしまうことになると、どうなのかという気がいたします。他に御意見や御質問があれば、お願いいたします。

○千葉委員 今の代替路線という部分で、都市計画道路玉川岩切線について、図中では現道が無いように見受けられますが、そういう状態でも、代替機能を持てると考えてよろしいのでしょうか。玉川岩切線の整備時期については、目途は立っているのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 玉川岩切線については、今のところ、おおむね10年以内に実施する箇所には入っておりません。ただ、一部区間の完成している部分と現道を利用しながら通行が可能という状況です。

○増田議長 他に御意見はございますでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 先ほどの塩竈駅周辺の混雑に係る内容ですが、数字が分かりましたので御回答いたします。JR塩釜駅の周辺は、現況の混雑度が1.15であり、今回の変更を反映した形での令和22年度の混雑度が0.8です。

○増田議長 かなり減るということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 1.15から0.8となり、断面で見ますと、混雑度はかなり少なくなるという状況です。

○増田議長 仮に今回廃止する区間を残せば、明らかにショートカットされるので、混雑度が減ることは直感的に理解できますが、今の御説明だと、廃止されてもそれほど影響はないと見込まれるとのことでした。趨勢上の減少がそのまま続くということなので、ショートカットする道路は作らなくても問題ないということと理解いたします。

他に御意見はございますでしょうか。それでは、議案第2400号については、質疑が終了したということで、お諮りしたいと思います。議案第2400号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2400号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）**

#### 議案第2401号 仙塩広域都市計画区域下水道の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2401号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」に進みたいと思います。説明を事務局からお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 議案第2401号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」御説明いたします。議案書17ページ及び18ページになります。今回の変更の計画書です。今回の変更は都市計画利府町流域関連公共下水道及び都市計画仙台市仙塩流域関連公共下水道の排水区域を変更するものです。今回は利府町と仙台市にまたがる土地区画整理事業の施行に伴う、地形・地物の変更で2市町の間で行われる行政区域界の変更に合わせて汚水及び雨水排水区域を変更するものなどです。本来、流域関連公共下水道については、市町村決定となりますが、利府町流域関連公共下水道及び仙台市仙塩流域関連公共下水道は、その排水区域が複数の市町村の区域に跨るため、都市計画法に基づき県が都市計画の変更を行うものです。

議案書 19 ページから 22 ページには、今回変更の総括図を添付しております。いずれも図面上が北側、左下が仙台市、右上が松島方面です。右側の凡例に示すとおり、灰色が既決定の区域、赤が追加する区域、黄色が廃止する区域です。

黄色い表紙の参考資料 16 ページをお開きください。図面中央に緑破線で囲んだ範囲は、利府町流域関連公共下水道において、排水区域が利府町と多賀城市の 2 市町に渡っている個所、図面中央上段の青破線で囲んだ範囲は、仙台市仙塩流域関連公共下水道において、排水区域が仙台市と富谷市の 2 市に渡っている個所を示しています。

参考資料 17 ページをお開きください。こちらには各々の拡大図を示しております。このように排水区域が 2 つ以上の市町村の区域に渡っているため、これら下水道の都市計画の変更は、県が行うこととなります。

議案書 19 ページをお開きください。図面右下を御覧ください。今回の変更により、利府町流域関連公共下水道の汚水については、排水区域の面積を約 1,172 ha から約 1,174 ha へ変更します。

議案書 20 ページをお開きください。雨水については、排水区域の範囲を変更しますが、面積は約 1,002 ha から変更はありません。

議案書 21 ページから 22 ページの図面中央を御覧ください。今回の変更により、仙台市仙塩流域関連公共下水道の汚水については、排水区域の範囲を変更しますが、面積は約 3,743 ha から変更はありません。雨水についても同様に約 3,624 ha から面積の変更はありません。

以上で、議案第 2401 号の御説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はありませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第 2401 号について説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。

微妙な区域の出入ですが、都市計画決定を見直す必要があることから、今回付議されているものです。エリアとしては、大きな変更はないという内容になっております。

特に御意見が無いようですので、議案第 2401 号については、質疑が終了したということで、お諮りしたいと思います。議案第 2401 号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】** 議案第 2401 号：原案のとおり承認する。(賛成 15 名、反対 0 名)

#### 議案第 2402 号 仙南広域都市計画道路の変更について

○増田議長 続きまして、議案第 2402 号「仙南広域都市計画道路の変更について」に進みたいと

思います。説明を事務局からお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 議案第2402号「仙南広域都市計画道路の変更について」御説明いたします。議案書24ページをお開きください。今回の変更する計画書です。今回変更する都市計画道路3・5・9号白石沖西堀線で、表の右側の備考欄に太字で記載のとおり、名称の変更や区域、幅員の変更を行うものです。

議案書25ページをお開きください。今回の変更の総括図です。図面上が北、右下の凡例にあるとおり、ピンク色が既決定の区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域です。

黄色い表紙の参考資料18ページを御覧ください。今回変更する都市計画道路ですが、3・5・9号白石沖西堀線は、白石市田町二丁目を起点とし、白石市郡山字馬場堀東を終点とする延長約3,530m、2車線、代表幅員11mから12mの都市計画道路です。変更内容は都市計画道路の見直しにより、都市計画決定幅を12mから16mに変更するもの。また、都市計画道路白石沖西堀線の交差構造を立体交差から平面交差に変更するものです。

参考資料19ページ及び20ページに拡大図を添付しております。図面の右側が北になります。交差点部は、参考資料19ページの図面中央上段のA-A断面及びC-C断面、参考資料20ページの図面右側上段のG-G断面のとおり、都市計画決定幅を12mから17mに変更します。

参考資料20ページを御覧ください。図面中央に都市計画道路中河原白石沖線と都市計画道路白石沖西堀線の交差部があり、この交差部より図面右側である北側の区域につきましては、図面上段右側に示したH-H断面、I-I断面のとおり、道路幅員の変更に伴う道路法線の見直しにより、区域の一部を変更するものです。また、市決定ですが、図面中央を上下に走る3・4・8号中河原白石沖線において、都市計画道路白石沖西堀線の交差部より東側の区間を廃止いたします。これに伴い、白石沖西堀線の構造を立体交差から平面交差変更するものです。

画面を御覧ください。今回の変更内容を反映した道路ネットワークに対する将来の交通量と混雑度を示した資料です。御覧のとおり周辺の道路において、折れ線グラフで示す交通量は、ほとんどの地点で減少傾向であり、棒グラフで示す混雑度についても、混雑の目安である1.0以下となっております。この中で左側の一番上、白石沖西堀線において、交通量が増加していますが、これについては、今回の変更で増加する交通量に見合うように道路の規格を変更いたします。

以上で、議案第2402号の御説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はありませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2402号について説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。JR白石駅前に関わる道路ですが、先ほど交通量予測・混雑度予測にあったとおり、きちんと将来の交通量を捌ける形に道路の変更を行い、交通量が増える部分については拡幅も考えているとの内容になっております。

○阿留多伎委員 参考資料の20ページの図において、東北本線のJR側の敷地と都市計画決定の敷地の間にある黄色の廃止する部分ですが、その所有者や今後の利用について教えていただけますでしょうか。ここは都市計画決定外ですが、土地の所有は、管理用地として扱われる部分になるということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） この道路は路面幅で都市計画決定をしています。また、H－H断面、I－I断面に記載のとおり、J Rの敷地とは1 mないし2 mの距離があります。底地については、官地ですので、そのまま官地として残ります。

○阿留多伎委員 官地として残るということは、黄色い部分の土地は、公共用地として残り、道路管理者が管理する土地になるということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） そうなります。

○増田議長 他に御意見や御質問はございますでしょうか。特に御意見が無いようですので、議案第2402号については、質疑が終了したということで、お諮りしたいと思います。議案第2402号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2402号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）**

○増田議長 以上で本日予定していた審議案件はすべて終了でございます。事務局から他に何かございますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 議案2398号の御説明の中で、阿留多伎委員からの生活・交通利便性に関する御質問について、御回答させていただきたいと思っております。画面を御覧ください。何らかの図式化したものがないのかという内容であったと思いますが、アクセシビリティの良さや地域・目的地の魅力や行きやすさといったものをA c c指標というものをを用いて図化したものになります。

画面の右側の赤色の都市計画区域の部分において、目的地の魅力度や目的地までの行きやすさを総合的な指標に落とし込み、色の濃淡で示したものになります。今回のマスタープランを作成する際には、生活利便性の高い地区などをこのような指標を用いて判断しています。

○増田議長 画面の図は、付図として載せるのでしょうか、それとも出典を示して参照させるという形をとるのでしょうか。それとも、そこまではしないということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 今のところ、付図として付ける予定はありませんので、今回の都市計画審議会の御説明資料という位置づけでお願いいたします。

○阿留多伎委員 根拠として使用されておりますので、マスタープランを見た方が確認できる方がよいのではないかとと思いますが、特に公開しない理由はあるのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） どこまで細かいものを添付すべきかという点になるかと思いますが、阿留多伎委員の御意見も聞かせていただきながら、会長と御相談の上、対応を考えて参りたいと思います。

○増田議長 先ほど、アスタリスクにより参照する指標の記載もありましたので、参考文献の引用のような形で提示する形もあるかもしれません。そこは少し検討したいと思います。  
その他、事務局からございますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 次回の都市計画審議会に付議する予定の「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事前の御説明をしたいのですがいかがでしょうか。

○増田議長 次回以降の審議を円滑にするため、事前の説明をするということです。よろしくお願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と記載あります、報告資料1ページをお開きください。ここでは現行計画に記載されている事項が前回の見直し以降にどのように変化したのか、また計画に位置付けた事業がどの程度進捗したか等について記載しています。

資料下段のグラフ1を御覧ください。平成29年の改定では、基準年である平成27年国勢調査人口の約42,600人から、20年後の令和17年には、約29,700人へと、約12,900人減少すると推計していました。これに対して、令和2年の国勢調査結果では、約39,800人となり、当時推計した令和2年の38,900人よりも、900人多くなっています。これを踏まえ、今回の改定では、令和2年の約39,800人を起点とし、目標年である令和22年の都市計画区域内の将来人口規模を約27,700人と推計しました。

グラフ2及びグラフ3を御覧ください。前回改定時の基準年平成27年と今回改定の基準年令和2年の行政区域内人口に占める都市計画区域内人口の割合は、平成27年が約65.6%、令和2年が約65.1%と約0.5ポイント減少しています。また、平成27年から令和2年までの5年間で行政人口は、約3,900人減少しており、都市計画区域内人口も約2,800人減少しています。同程度の割合で行政区域人口及び都市計画区域内人口も減少しております。今後、人口減少社会に対応する集約型都市構造を実現するなど、都市計画区域内人口を如何に維持していくかが課題であると考えています。

2ページをお開きください。「(2) おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業について」ですが、道路事業、下水道事業、市街地開発事業、公園・緑地及び防災に関する都市計画はおおむね完了しました。

3ページをお開きください。「(3) 頻発・激甚化する自然災害への対応」ですが、東日本大震災からの復旧・復興として、防潮堤・河川堤防の整備等により災害に強いまちづくりを進めてまい



りました。前回の見直し以降、令和元年東日本台風等により、本区域を流れる河川等が被害を受けたことから、今後も流域治水の考え方にに基づき、河川の適切な維持管理に取り組んでまいります。

4 ページをお開きください。今回の見直しの目的は3点あります。1点目は「人口減少社会に対応した「集約型都市構造」の実現」、2点目は「「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」の実現」、3点目は「激甚化する災害に対応したまちづくりの推進」です。「(2)見直しの方針」は、4点あります。「安心・安全な災害に強いまちづくり」、「豊かな地域資源を活用した産業と賑わいの創出」、「道路ネットワークの活用による連携強化と公共交通ネットワークの維持・充実」、「人と自然が共生するコンパクトなまちづくり」です。「(3)見直しの要点」は、3点です。1点目は「集約型都市構造の実現」です。効率的な都市体制を構築するためコンパクトシティとそれらをつなぐ交通施設としてのネットワークの強化が重要であることを踏まえてコンパクトシティ・プラス・ネットワークの概念を明確に示しています。2点目は「地域産業のさらなる振興・活性化について」です。復興事業により新たに整備された基盤を活かして、水産業や水産関連産業の基幹産業をさらに振興・活性化するための土地利用誘導等を促進することとしています。3点目は「防災における流域治水の推進について」です。近年の頻発・激甚化する豪雨災害を踏まえて、流域内のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である、流域治水を計画的に推進することとしています。本日は、別添として見直し素案を、別添2として新旧対照表をお配りしています。後程、御確認願います。事前説明は以上です。

○増田議長 今回の報告は、次回以降の都市計画審議会に付議する案件の事前報告になります。特に審議の対象ではございませんが、確認しておきたい事があれば、お願いいたします。

○玉山委員 言葉の使い方ですが、報告資料の1ページで想定よりも900人増加していると記載があります。「増加」と記載あると、人口が単純に増えたと誤解する可能性がありますので、その意味が推計していた想定を上回っていたということであるならば、超過という記載の方が誤解を生まないとします。

○増田議長 減少幅が少なく済んだという意味合いだと思いますが、「増加」だと単純に人口が増えたと読めてしまうので、想定よりも増えていたという表現について、次回以降、改めて提案いただければと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 次回までに修正させていただきます。

○増田議長 人口が減っている傾向は変わらないものの、一方で、それなりに人が戻ってきていると読めばよろしいのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 当時想定していた人口よりは、やや上振れしているということです。

○増田議長 数字を見ると都市計画区域外にも戻られている方がいるように見えますので、復興事業の完了とともに推計の見直しが行われたということだと思います。他に御意見がなければ、以上で、

本日の審議会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（工藤総括） 以上をもちまして、第208回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和6年3月21日（木）午後4時 閉会